

社会保険 にいがた

一般財団法人新潟県社会保険協会

2017.6 / NO.850

職場内で
回覧しましょう



Contents

- 算定基礎届の提出について
- 70歳以上で勤務されている方へ
- 生活習慣病予防健診の受診促進について
- メリット満載の健康保険委員(サポーター)をご存知ですか?
- 〈今月の健康情報〉あなたの「目」は疲れていませんか?
- 7月の出張年金相談のご案内
- 「海の家」割引利用券を発行します など

from 新潟 & made in 新潟 探訪 にいがたを見つめる旅

太陽の光のようなあたたかな黄色と深い緑色のコントラスト。人によってはかぼちゃ色の電車が走っていく沿線の景色を懐かしさとともに思い出す方もいらっしゃるでしょう。「デンテツ」の愛称で親しまれ、白山前駅と燕駅の間を結んで走っていた新潟交通電車線。もともとは信濃川や阿賀野川下流域で盛ん

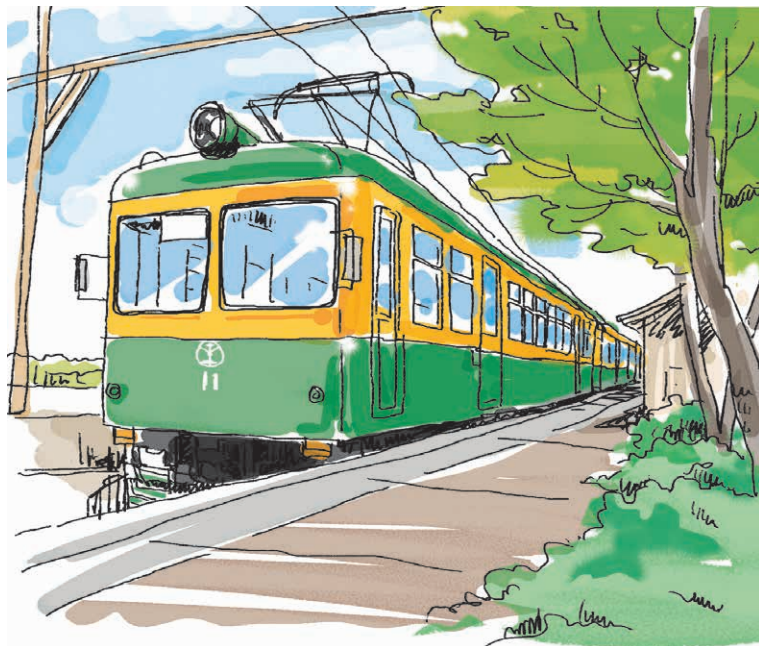
だった「河川蒸気」と呼ばれる汽船による水上交通が、大河津分水路の開通により水量が大幅に減ったために代替手段として建設されたのが始まりでした。1933年に全線が開通して以来、沿線住民の足として、また物資の輸送手段としても活躍し続けました。しかし1960年代以降は利用者数の減少に歯止めが掛からず、

かぼちゃ電車(新潟市南区)



1999年に全線が廃止され66年間の歴史に幕を下ろしました。その後、廃線時の終点駅だった月潟駅には有志の保存を求める活動が実り、「モハ10形」客車・「モワ51形」貨車・「キ100形」ラッセル車の3両が構内に保存されています。現在、駅周辺は公園として整備され、「かぼちゃ電車保存会」というボランティアグループの皆さんによる清掃やメンテナンス、冬場の雪囲いなど不断的努力により、駅舎と車両は当時の姿を今に残し、お祭りなどのイベントでは内部も公開され賑わいを見せています。新潟のアイドル「Negicco」のCDジャケット写真に月潟駅が使われたことも話題となりました。

※取材に基づく一説です。



新潟県社会保険協会では、下記の施設を運営しています。



松風荘で、やすらぎとくつろぎのひとときを。

村上市瀬波温泉2-4-29 TEL 0254-53-3086

瀬波温泉 松風荘



算定基礎届の提出について

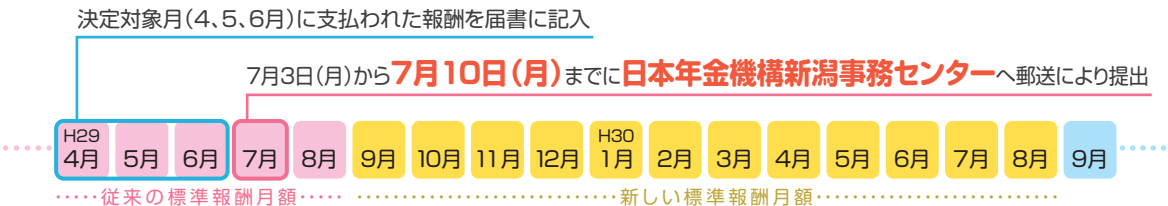


事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在在職している全ての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」をご提出いただいております。

この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

算定基礎届の基礎となる月と決定対象月



対 象 者

7月1日現在の全被保険者です。ただし、以下に該当する方は除きます。

- ① 6月1日以降に被保険者になった方
- ② 6月30日以前に被保険者資格を喪失した方
- ③ 7月改定の月額変更届に該当する方（別途、「月額変更届」の提出が必要です。）

支払基礎日数

決定対象月（4、5、6月）の報酬の計算基礎となる日数のことをいいます。

月給者

出勤日数に関わらず暦の日数となります

日給者及び時給者

出勤日数となります

被保険者区分及び届書ごとの支払い基礎日数（報酬の計算対象）			
	一般被保険者	パートタイマー・アルバイト等	特定適用事業所・国又は地方公共団体等に勤務する 短時間労働者
算定基礎届	17日以上	17日以上 ※すべての月の支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上月の対象	11日以上
月額変更届	17日以上	17日以上	11日以上

届出の報酬

4、5、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の総支給額で、金銭・現物を問わず、事業主が労務の対償として支給する全てのものです。

現物で支給されるものについては、標準価額による金銭に換算して計算します。ただし、食事の標準価額の3分の2以上を本人が負担している場合は報酬に含みません。

報酬になるもの(例)

金 銭

- 基本給(月給・日給・時給)
- 諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、皆勤手当等)
- 賞与等(年4回以上支給のもの)

現 物

- 食事(平成29年度改定あり)
- 社宅、寮
- 衣服(勤務服でないもの)
- 通勤定期券、ガソリン
- 自社製品

新潟県の現物給与の標準価額(平成29年4月1日) ※赤字は本年度改定箇所です。

食 事								住 宅	その他
1日当たり				1ヶ月当たり				量1量	時 価
朝	昼	夜	三食	朝	昼	夜	三食	1ヶ月	
160円	230円	270円	660円	4,800円	6,900円	8,100円	19,800円	1,280円	

❗ 記入上の注意事項 ❗

- 7月改定の月額変更届の提出済者は、備考欄に『7月月変提出済』と記入してください。
- 決定対象月(4、5、6月)の途中で入社し、1か月分の給与が支給されない月がある場合、その月を除いた月の報酬月額の前平均額により標準報酬を決定します。該当する被保険者の備考欄に『平成29年〇月〇日取得』と記入してください。
- パートタイマー及びアルバイト等の場合は、備考欄に『パート』と記入してください。
- 特定適用事業所・国又は地方公共団体等に勤務する短時間労働者は、備考欄に『短』と記入してください。(既に届け出ている場合は『短』と印字されています。)
- 4～6月の間に一時帰休による休業手当などが支給された月がある場合は、備考欄に『〇月休業手当支給』と記入し、7月1日時点の一時帰休の状況見込みについても『7月1日解消予定』または『7月1日休業予定』と記入してください。

上記については、CD等による電子媒体や電子申請で提出される場合にも、必ず入力が必要です。

❗ 届出の際の確認事項 ❗

- 算定基礎届をご提出いただく際は、「算定基礎届総括表」及び「総括表附表」も必ず同時にご提出願います。
- 70歳以上の方がいらっしゃる場合は、「70歳以上被用者 算定基礎届・月額変更届・賞与支払届」も同時に提出願います。

年金事務所の調査について

算定基礎届にあたり、管轄年金事務所から別途「総合調査」等の案内が届く場合があります。「総合調査」等の実施のご案内が届きましたら、調査日時に「算定基礎届等」と「必要関係帳簿等」を持参していただくことになります。

70歳以上で勤務されている方へ



在職中の給与に応じた老齢厚生年金の支給停止(在職老齢年金)は、厚生年金の被保険者とならない70歳以上の在職者にも適用されます。

対 象 者

- ①過去に厚生年金の被保険者期間がある方
- ②常時使用される(適用除外に該当しない)70歳以上の方

届書・申請書

-事業主からのお届け-

- 【厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届】 厚生年金保険料は発生しません
- 【厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎届・月額変更届・賞与支払届】

※75歳未満の方は、健康保険の被保険者となりますので、通常の「算定基礎届」「月額変更届」および「賞与支払届」も必要です。

この規定は従来、昭和12年4月2日以降生まれの方が対象でしたが、被用者年金一元化が施行されたことに伴い、平成27年10月から昭和12年4月1日以前生まれの方にも適用されるようになっています。



協会けんぽ
加入事業所の
事業主様・加入者様へ

健診実施機関による訪問・電話勧奨

生活習慣病予防健診の受診促進について

協会けんぽ新潟支部では、「加入者様の健康度を高めること」を目指し、35歳以上の従業員や事業主の皆様には、**ワンランク上の「生活習慣病予防健診」**をお勧めしております。

今後、さらなる受診促進のため、
業務委託した「**健診実施機関**」等から、
訪問または電話による案内が行く場合が
あります。是非、お話を聞きたい。



生活習慣病予防健診では、労働安全衛生法の「**定期健康診断**」の検査項目に「**がん検診**」を加えた、よりお得（協会けんぽの費用補助あり）で充実した検査内容となっており、当支部加入事業所様のうち21,000の事業主様に導入いただいております。



各健診の検査項目の比較イメージ

健診受診後は、生活改善が必要な方へ「**保健師等プロによる生活改善サポート**」を半年間**無料**で提供させていただいております。



お問い合わせ先 ▶ 協会けんぽ新潟支部【保健グループ】 TEL.025-242-0264

協会けんぽ出張窓口の終了について

協会けんぽ設立当初と比較し、来訪者数が減少する一方で、郵送による申請書類のご提出や電話での相談が増加していることから、下記の出張窓口を**平成29年6月30日(金)**をもちまして終了いたします。

平成29年6月30日で
終了となる出張窓口

- 新潟東年金事務所内 協会けんぽ出張窓口
- 新発田年金事務所内 協会けんぽ出張窓口

地域の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいります。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成29年7月1日以降の書類のご提出・ご相談

- 全ての申請書類は郵送でご提出が可能です。

※申請書類は、協会けんぽのホームページからダウンロードしていただくか、お電話をいただければお送りいたします。

- ご相談はお電話をいただくか、協会けんぽ新潟支部窓口をご利用ください。



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!

協会けんぽ
加入事業所の事業主様・
社会保険担当者様へ

無料

メリット満載の健康保険委員(サポーター)をご存知ですか？

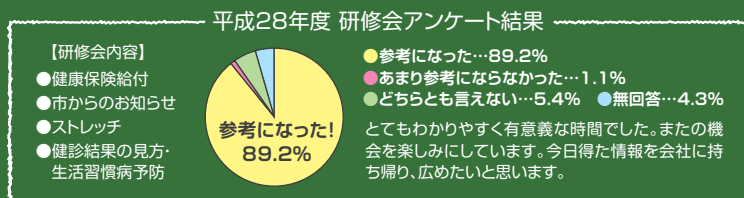
社会保険担当をしていて、制度が複雑でわかりにくい、事務手続きの冊子がほしい、スキルアップがしたいと思ったことはありませんか？

社会保険担当者様を健康保険委員(サポーター)としてご登録いただくことで解決！



健康保険委員のメリットは？

- ①事業所様に最新の制度改正や有益な情報を優先してご案内します！
- ②協会けんぽの制度や事業について網羅した健康保険委員専用冊子「協会けんぽのしおり」を進呈します！
- ③日々の業務にお役立ていただける「健康保険委員限定の研修会」へ無料で参加できます！



活動年数・
実績に応じた
表彰制度
もあります！



登録すると
負担が増えるのでは…？

ご安心ください。社会保険担当者様の普段のお仕事、
健康保険委員の役割のため、負担が増えることはありません！



／**メリット満載の健康保険委員！ぜひこの機会にご登録ください！**／

お問い合わせ先 協会けんぽ新潟支部【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261

お申し込み
はこちら！

お申込みは以下の黒枠内をご記入のうえ、**FAXにてご提出ください**

提出先：協会けんぽ新潟支部 FAX：025-242-0280



下記の者を当事業所の社会保険担当者(健康保険委員)として登録することに同意します。 ※全国健康保険協会新潟支部の保険証をお持ちでない方や被扶養者の方は「健康保険サポーター」として登録させていただきます。			
ふりがな			
氏 名			性 別 ☐ 男 ☐ 女
生年月日	昭和・平成	年 月 日	部署名/お役職
保険証の 記号番号	保険証の氏名すぐ上の数字 (記号 XXXXXXXX 番号 △△△)		
	事業所番号	被保険者番号	
事業所 情 報	所在地	〒	
	事業所名称		
	代表者名	印	
	TEL		
e-mailアドレス	@		
メールアドレスをご記入いただいた場合は、月1回メールマガジンにて健康保険のお役立ち情報などを配信します。 (協会けんぽ新潟支部のホームページよりメールマガジンの利用規約をご確認いただき、ご記入ください)			



今月の
健康情報

あなたの「目」は疲れていませんか？

疲れ目やかすみ目を感じることはありませんか。目は「**脳の出張所**」とも呼ばれる重要な感覚器官であり、脳の情報の80%以上は視覚を通して集められると言われています。しかし、長時間にわたるパソコン作業や細かい作業、車の運転などにより、目は過酷な環境にさらされがちです。目の健康を守るために、目をいたわる生活を心がけましょう。

目の健康を守るために

1 目にやさしい環境を整えよう

パソコン作業は目にとって大きな負担がかかります。目の負担を和らげるために、次のことを実践しましょう。



2 生活習慣を改善しよう

目の健康を守るには適度な休息が基本です。次のような生活習慣を身につけましょう。

目を使う作業を**1時間続いたら10分間休憩**を取りましょう。



車を運転する時には、**こまめに休憩**を取りましょう。また、シートポジションを整えて首や背中の緊張を減らしましょう。



38～40℃くらいのぬるま湯に浸かると血行がよくなり、**リラックスした状態で深い眠り**につくことができます。



3 定期的に健診を受けましょう

治療が必要な目の病気の症状には、疲れ目やかすみ目と似ているものがあります。たとえば、「白内障」「緑内障」「網膜剥離」「中心性網脈絡膜症」がその例です。ただの疲れ目だからといって放置せず、目の健康状態をチェックするために、定期的に眼科を受診しましょう。

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、**視力検査**（被保険者／一般健診）や**眼底検査**（医師の判断に基づき実施）を行っています。

1年に1回、必ず健診を受けましょう！



協会けんぽ新潟支部メールマガジン
「ときメール」配信登録受付中！

登録料無料！！

毎月1回
（10日頃）配信！



スマートフォンから！



各支部からのお知らせ

報告

上越支部

行ってきました! 「ミシュラン3ツ星 高尾山バスハイキング」バスの旅

開催日／平成29年 5月21日(日) 参加者／144人

当日は晴天に恵まれた高尾山ですが、山頂からの眺望は今ひとつ。期待した都心の高層ビル群や東京スカイツリー、遠くは富士山の雄姿も霞んでいましたが、都会から近い場所にある高尾山の大自然を満喫できた一日でした。

報告

柏崎支部

行ってきました! 「ミシュラン3ツ星 高尾山バスハイキング」バスの旅

開催日／平成29年 5月28日(日) 参加者／121人

快晴の高尾山。東京とは思えない大自然が待っていました。ケーブルカーを降りて暫く歩くと、高尾山の中腹には飯綱権現堂や薬王院といった立派な寺院もあり、歴史の重さを感じることができました。「ミシュラン三ツ星」に認定されている高尾山の魅力に触れた一日でした。

報告

新潟東・新潟西・三条・新発田各支部

行ってきました! 佐渡日帰りバスハイキング(西三川砂金採りと伝統芸能鑑賞)

開催日／平成29年 5月28日(日) 参加者／154人

カモメ達に見送られ(出迎えられ)行ってきました佐渡島。幸運にも、昼食会場に向かうバスの車窓から、植え付け間もない水田で餌を求めるトキの姿を見た方も。「西三川ゴールドパーク」では、時間の経つのも忘れ砂金採り体験に熱中。「おんでこドーム」では、昨年度全国高等学校総合文化祭の郷土芸能部門で最優秀賞・文部科学大臣賞に輝いた県立羽茂高等学校郷土芸能部の生徒の皆さんによる佐渡民謡の素晴らしい演技に、惜しみない拍手が送られました。少し駆け足でしたが、佐渡の自然と味覚、郷土芸能を楽しむことができました。



高尾山駅



高尾山・薬王院



砂金採り



おんでこドーム

7月の出張年金相談のご案内



年金のご相談は**予約制**となります。ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

主催年金事務所(予約先TEL)	会 場	相談日時(予約可能な時間)
新潟東年金事務所 (025-283-1014)※予約専用	五 泉 市 福 祉 会 館	20日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿 賀 町 役 場 本 庁	26日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	佐 渡 中 央 会 館	26日(水) 13:30~17:00 (13:30~16:30)
	羽 茂 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー	27日(木) 8:50~11:00 (8:50~10:40)
	あ い ぽ ー と 佐 渡	12日(水) 12:40~15:00 (12:40~14:20)
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	サ ン ラ ッ ク お ぢ や	14日(金) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		28日(金) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー	27日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
上越年金事務所 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	12日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
		26日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
	柿 崎 商 工 会	19日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	12日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		26日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館	19日(水) 9:30~12:30 (9:30~12:00)
六日町年金事務所 (025-716-0802)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー (ク ロ ス 1 0)	13日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		27日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)

●年金の相談においての際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

●本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。

どなたでもご参加いただけます！

社会保険事務講習会7月開催のご案内

参加料不要

新しく社会保険事務の担当になられた方や担当になられて概ね1年以内の方、社会保険事務の基本を確認したい方等を対象とした講習会です。

【講習内容】 厚生年金保険・健康保険の仕組みと事務手続きについて……………講師／全国健康保険協会新潟支部職員
日本年金機構年金事務所職員

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
7月11日(火)	午後1時30分 ～午後4時	南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室)	南魚沼市坂戸399-1	60名
7月12日(水)		ワークプラザ柏崎(研修室)	柏崎市田塚3-11-50	36名
7月13日(木)		クロスパルにいがた(403-404講座室)	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
7月19日(水)		新発田市生涯学習センター(研修室-1)	新発田市中央町5-8-47	48名
7月26日(水)		燕三条地場産業振興センターメッセピア(3F中会議室)	三条市須頃1-17	42名
7月27日(木)		まちなかキャンパス長岡(301会議室)	長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階	70名
7月28日(金)		上越市市民プラザ(第4会議室)	上越市土橋1914-3	50名

※「クロスパルにいがた」会場は駐車場が少ないため、また「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

申込方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。(電話によるお申し込みも可能です。)
なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 FAX.025-290-3201 TEL.025-240-5337

「海の家」割引利用券を発行します

ご利用できる方 社会保険協会会員事業所の従業員及びその家族

割引内容 割引利用券1枚につき300円割引(1枚につき一人割引)

ご利用期間 平成29年8月31日まで ※開設期間内であっても9月以降はご利用できません



ご利用いただける施設			
関屋浜海水浴場	シーポイントニイガタ	石地海水浴場	ココ・パームスー等茶屋
	こがねや	番神海水浴場	ブルー・マリーン
	海の家 幸楽		レッド・アンカー
角田浜海水浴場	泉屋	たにはま海水浴場	谷浜観光協会会員浜茶屋全店
野積海水浴場	まつや	屋外プール	メイワサンピア屋外プール
藤塚浜海水浴場	藤塚浜浜茶屋出店組合員浜茶屋全店		

申し込み方法

下記の申込書と切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、下記の所属支部まで郵送によりお申し込みください。
※申込されてからお手元に割引利用券が届くまで日数を要する場合があります。
また、予定数に達した場合には締め切りとさせていただきますのでご了承ください。

申し込み先

●新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25
北越第一ビルディング6F
一般財団法人 新潟県社会保険協会
下越地区事務センター 宛
TEL 025-290-3200

●長岡支部・六日町支部
〒940-0061 長岡市城内町3-甲
893-36-丸山ビル601
一般財団法人 新潟県社会保険協会
中越地区事務センター 宛
TEL 0258-31-8090

●上越支部・柏崎支部
〒943-0837
上越市南城町1-5-9
一般財団法人 新潟県社会保険協会
上越地区事務センター 宛
TEL 025-527-4880

平成29年度

「海の家」割引利用券 申込書

該当する支部名を○で囲んでください。	申込希望枚数
新潟東・新潟西・三 条・新発田・長 岡・六日町・上 越・柏 崎	枚

申込日 平成 29 年 月 日 事業所所在地 _____

_____ 事業所名称 _____

_____ 電話番号 _____